

令和3年6月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和3年6月30日(水) 開会 15時00分 閉会 16時15分

2 場 所 福井市役所本館8階第1委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 春木 伸一
教育委員 木村 敦子
教育委員 多田 和博
教育委員 宮郷 美千代

<事務局職員>

教育部長 林 俊宏
少年対策参事官 松倉 伸雄
教育次長 坂下 哲也
教育総務課長 馬來田 善準
学校教育課長 坪川 修一郎
保健給食課長 木下 武明
生涯学習課 山本 桂一郎
青少年課長 松田 玲子
スポーツ課長 中嶋 靖利
文化財保護副課長 渡邊 貴美
調整参事 吉田 武文
教育総務課 副課長 名津井 章
教育総務課 課長補佐 廣部 嘉寛
教育総務課 主幹 藤井 由文

4 議 題

議 案

第5号議案 福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について
第6号議案 福井市公民館管理運営に関する規則の一部改正について
第7号議案 福井市社会教育委員の委嘱について
第8号議案 福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱について
第9号議案 福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について
第10号議案 福井市美術館運営協議会委員の委嘱について

第11号議案 福井市立郷土歴史博物館運営協議会委員の委嘱について

報 告

(1) 6月定例市議会の報告について
(2) 福井市青少年問題協議会委員の委嘱について

5 議事の経過

- (1) 開会、教育長あいさつ
- (2) 会議録署名委員の指名 春木 伸一 委員 多田 和博 委員
- (3) 議事の要旨

教育長

議題に入る前に、先月の5月の定例教育委員会で春木委員に対してのスポーツ課の答弁の訂正がある。

事務局
(スポーツ課長)

先月の5月の定例教育委員会の中で春木委員から、事前キャンプに伴うPCR検査のご質問をいただいた。その回答として、スポーツ課の方が検査のキットを購入して、実施すると回答した。

しかしながら、国の指導によりPCR検査については、民間業者に委託して実施するという事になった。検査の結果については、当日もしくは翌日の早い段階でわかるようになっている。訂正してお詫び申し上げます。

教育長

それでは議事に入る。

まず、第5号議案 福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局
(保健給食課長)

この委員会は、幼稚園を含め小学校、中学校の給食業務に関する重要な事項の調達に関する機能を担う機関として設置しているものである。このたび、委員の任期満了に伴い、福井市学校給食運営委員会規則第2条の規定に基づき、福井市学校給食運営委員会委員を委嘱するものである。委嘱する委員について、氏名、団体名等を読み上げ、敬称略させていただく。

下畑 健二 福井市議会議員

玉村 正人 福井市議会議員

泉 和弥 福井市議会議員

長谷川 季美 福井市小学校長会、福井市清水西小学校長

西行 智美 福井市小学校長会、福井市西藤島小学校長

合川 修一 福井市中学校長会 進明中学校長

水野 克己 福井市中学校長会代表中学校長

室田 佳子 福井市連合会常任委員長

押野 佳世 福井市PTA連合会常任理事

藤澤 和郎 福井市学校保健会会長

上原 敏 福井市薬剤師会会長

笠原 善仁 学識経験者 福井市医師会会長

牧野 みゆき 学識経験者 仁愛女子短期大学教授

塚谷 朋美 福井市総務部長

なお、備考の欄には、新たに委嘱する方を新任、引き続き再任する方を再任と記載させていただいている。計14名。

次に、委嘱期間は、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間である。

教育長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問等はないか。

— 特に意見なし —

教育長

それでは第5号議案について原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

第5号議案について、原案のとおり承認する。

次に、第6号議案 福井市公民館管理運営に関する規則の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局

(生涯学習課長)

この規則は、公民館の管理運営の基本的事項を定めたものである。このたび、第11条の館長の職務の代理について、館長に事故があった際に迅速な対応をとるため、条文の追加をお願いするものである。

現在第11条では、館長に事故があるときは、審議会の委員長がその職務を代理すると定めている。

ここでの審議会とは、公民館運営審議会のことである。これまで公民館長が病気やけが、また、急な辞職などで長期不在となった場合には、運営審議会の委員長が代理を務めることで対応してきたが、社会全体で高齢者の雇用が進む中、委員長が仕事の都合などで、館長代理を務めることが難しいという場合が想定される。

そこで、新旧対照表の改正後の案として、下線部分にあるとおり、「この場合において、委員長に事故があるときは、あらかじめ審議会の委員の互選により選出された委員がその職務を代理する。」という一文を追加し、館長不在の際に、審議会の委員長が代表を務めることが無理であれば、次の方をあらかじめ決めておき、迅速に対応したいと考えている。なお、ここでの「事故」は、病気やけがの他、仕事などで代理を務めることが難しいといった場合も含んでいる。ご承認いただければ、明日7月1日から施行したいと考えている。

教育長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問等はないか。

まだ、こういう取り決めがなかったということで、事故があったときに備えてということだと思う。何か御意見、御質問はないか。

— 特に意見なし —

教育長

それでは第6号議案について原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

第6号議案について原案とおり承認する。

教育長

続いて第7号議案 福井市社会教育委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局

(生涯学習課長)

社会教育委員については、福井市社会教育に関する条例に基づき、任期2年で定数を16人として委嘱をしている。本日6月30日で任期が終了することから、次の2年間は資料に記載の16名を指名したいと考えている。16名の内訳は、学校教育、社会教育、家庭教育の関係者及び学識経験者で構成している。新任は、中学校、小学校の校長会2名と、市議会議員3名の計5名である。任期は、明日7月1日から令和5年6月30日までとする。

教育長

特に何か御意見、御質問があればお願いします。

— 特に意見なし —

教育長

それでは第7号議案について原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

第7号議案について原案とおり承認する。

教育長

続いて第8号議案 福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱について、事務局より説明を求める。

事務局

(青少年課長)

委員については、少年愛護センター設置条例第3条の規定に基づき、令和2年7月1日から委嘱しているが、このたび、委員の推薦をお願いしてる団体により、委員の変更の申出及び後任の推薦があったことから、11名の方を新たに委員として委嘱するものである。なお、任期は前任者の在任期間で、令和3年7月1日から令和4年6月30日までとなる。

教育長

何か御意見、御質問があればお願いします。

春木委員

全員が新任なのか。

事務局 (青少年課長)	合川先生から横道さんまでが新任である。右側の表にある方はすでに委嘱している方である。
教育長	何か御質問はないか。 第8号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。
教育長	— 異議なしの声 — 第8号議案について、原案のとおり承認する。
教育長	続いて第9号議案 福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について、事務局より説明を求める。
事務局 (文化財保護課副課長)	福井市自然史博物館運営協議会委員の任期が、本年6月30日を持って満了となる。これについて、福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例第14条第3項の規定に基づき、一覧表にある候補者に委嘱について、教育委員会の決議を求めるものである。このうち、新しい委員は、学校教育関係者として、福井県小学校教育研究会福井・吉田ブロック 理科研究部会長 宇野秀夫、日新小学校長、福井県中学校教育研究会福井ブロック理科研究部会長 永廣裕子、足羽第一中学校長、社会教育委員会の関係として、福井市公民館連絡協議会理事 番重一美の3名で、他の方は再任である。委嘱期間については、福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例第14条第4項の規定により2年となっているので、令和3年7月1日から令和5年6月30日までとなる。
教育長	ただいまの説明について、何か御意見、御質問があればお願いします。 この後の、10号、11号もだが、本来なら教育委員会の所管では現状ではない自然史博物館と美術館、郷土歴史博物館であるが、これは法律上ここで説明するということになるのか。
事務局 (文化財保護課副課長)	そうである。運営協議会等のものは教育委員会に事務が残っており、文化財保護課としまして、それぞれ説明させていただいている。
教育長	事務の部分だけ、事務の所管が教育委員会にあるということで、実際の運営はそれぞれの課に委任されてるということである。 何か御意見等はあるか。
教育長	第9号議案について、原案のとおり承認するという事で御異議ないか。 — 異議なしの声 —

教育長 第9号議案について、原案のとおり承認する。

教育長 続いて、第10号議案、11号議案を続けて事務局から説明を求める。

事務局
(文化財保護課副課長) 福井市美術館運営協議会についても、任期が満了となるため、福井市美術館の設置及び管理に関する条例第14号第2項の規定に基づき、一覧表にある候補者の委嘱について、教育委員会の議決を求めるものである。

新たに委嘱する委員は、学識経験者として小杉敏明 福井県立美術館長、学校教育の関係者として、中内優子 明倫中学校再任用美術教諭、福井県中学校教育研究会福井ブロック美術研究部会長の吉田千春 福井大学附属義務教育学校後期課程副校長の3名となる。あとの方は再任である。委嘱期間は、福井市美術館の設置及び管理に関する条例第14号第3項の規定により、2年となっているので、令和3年7月1日から令和5年6月30日までとなる。

続いて、第11号議案について、こちらも前議案と同様、郷土歴史博物館運営協議会委員の任期満了に伴い、福井市郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、一覧表にある候補者の委嘱について、教育委員会の決議を求めるものである。このうち、新たに委嘱する委員は、学校教育の関係者として、合川由美 足羽小学校教頭、学識経験者として、下川勇 福井工業大学工学部建築土木工学科教授、東村純子 福井大学国際地域学部准教授の3名である。あとの方は再任である。委嘱期間については、福井市郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例第17条第4項の規定により2年となっているので、こちらも令和3年7月1日から令和5年6月30日までとなる。

教育長 ただ今の説明について、何か御意見、御質問があればお願いします。

多田委員 いくつかの協議会とか委員会とかの委嘱について説明があった、それぞれの協議会とかで人数が下限と上限が決まっていてその範囲内で決めているのか。

事務局
(文化財保護課副課長) 規定の中で、定員は10名以下とするという形で定められているので、その時に応じて、その中で委嘱をさせていただく。

教育長 それぞれの取り決めの中で上限が何名までということになっていたと思う。

多田委員 1名何か事故であっても直ちにすぐ後任を選ばないといけないということにはならないようになっているのか。

教育長 そうである。

事故があれば、先ほどのように互選をして選び直すか、あらかじめ、例えば、今の我々みたいにあらかじめ職務代理者を決めておくかというのは、委員のそれぞれによって状況が異なるのかなと思う。委員の場合は、委員そのものに事故が

あっても欠けたままである。追加補充はない。

教育長

特になければ、第10号議案、第11号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

それでは、第10号議案、第11号議案を原案のとおり承認する。

教育長

それでは、報告事項に移る。

報告（1）6月定例会市議会について、事務局より説明を求める。

事務局
（教育部長）

6月定例会市議会の会期は、6月7日から6月24日までの18日間であり、教育委員会関係で、今回上程した議案は、「①令和3年度福井市一般会計補正予算」、「②財産の取得について（タブレット端末一式）」の2件である。

これらの2件の議案については、5月定例会教育委員会において概要を説明したもので、いずれも6月24日の議会最終日において原案どおり可決された。

次に、一般質問における主な質疑について説明する。

— 以下、一般質問の質疑の要旨を説明 —

教育長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問等はないか。

春木委員

10番のヤングケアラーの問題について、質問の中に実態という言葉が出てきている。実際に教育委員会において実態をつかんでいるのかどうかということと、ヤングケアラーはどのように定義づけられているのかを教えてください。

事務局
（学校教育課長）

まず、実態把握については、教育委員会独自では行っていない。

国の調査が、中学生、中学2年生、高校2年生を対象に行われていて、今、県の方とも協議しているところ。その実態把握を福祉部局と連携しながらやっていくというようなところは、今後進めていく。

定義は非常に難しく、国のアンケート調査などを見ても、本人が親の世話をしているというようなことを拾ってきた調査結果ということになる。回答者の捉え方によって変わってくるが、基本的には家の世話をしていることによって、生徒が本来しなければいけない学業であったり、生活を損なわれるというところが一般的な定義であり、そこは一定せずに幅が出てきてしまうのではないか。

教育長

ヤングケアラーかどうかの正確な調査については難しいと思われる。

要保護児童生徒対策協議会で、何人かは実態を掴んでいるようであり、両親の病気や障がいなどの理由で中学生の子どもが家の世話をしなければいけないと

というような子どもが、ヤングケアラーになるかと思う。ただ、先ほどの定義上、それで自己実現ができない子に対してそういう言葉を、国は用いている。

国の調査では中学校の方が多くて、高校の人数が少ないといわれている。理由ははっきりしていないが、今後、ヤングケアラーの実態調査にあたっての方法については難しいと思う。

教育長

泉議員の安全プログラムについてに関連し、福井市教育委員会としては昨日の事故を受けて、何かしたことがあれば、説明をお願いします。

事務局

(保健給食課長)

昨日の滋賀県での痛ましい事故を受け、福井市教育委員会の方でも、各学校へ注意喚起の緊急通知を行った。その主な内容は、まず歩道がある場合には、必ず歩道を歩くこと。また、歩道がない道路については、道路の右端を1列に並んで歩く、通るということ。また、道路に歩行者信号機あるいは横断歩道がある場合には、必ずそこを渡ること。また、歩行者信号機が青になっていて、渡っている間も曲がってくる車がないか、周りを確認しながら渡ることなど、日頃子どもたち呼び掛けているような注意も含めて再度、子どもたちに校長の方から指導を行うように注意喚起の通知を送らせてもらった。

教育長

教育委員会から通知はしたが、日ごろから気を付けるということを使うしかない。

春木委員

今の話だと、人に対する対策は、例えば、学童児童とか運転手もなされているが、根本的な解決にならない。

やはり、インフラ道路をどう安全なものにしていくかっていうのを、考えていけないといけない。ある程度お金もかかると思うが、首相は出すと言っている。各チームで取り組んだ方がいいのではないかと、学校で今どんな通学路を通っているのか、そうじゃないといくら教育してもそれだけでは限界がある。

事務局

(保健給食課長)

福井市教育委員会では、通学路安全推進プログラムというものを平成26年から策定し、各学校の通学路の安全について、改善することがあれば改善していくという取り組みを行っている。

毎年、春の4月から5月にかけて各学校の方で、通学路と指定したところについての危険箇所がないか調査してもらい、危険箇所について、通学の安全推進プログラムで構成している道路管理者であったり、警察、PTA、防犯であれば、危機管理などの関係所管を集めて、危険な通学路の改善策を協議している。

今ほど春木委員からお話があったとおり、今日菅総理が緊急の総点検を行うように閣議決定の中で指示を出したようである。

それを受けて、国、あるいは県の方から、そういった何らかの指示が降りてくるものと思っている。

我々としても、毎年行っている交通安全プログラム、またそれについての安全点検を通して、関係機関に道路の整備であったり、あるいは危ない箇所の改善で

あたりというところを連携しながら取り組んでいきたいと考えている。

教育長

物理的な部分にも取り組んではいけないといけない。今回のことを見ていると、田舎道の一本道、路側帯の横を通学しているような状況で、トラックが突っ込んできたということだが、なかなか歩道をつけてくれという要望をしても難しいところはある。そこは根気強くやっていくしかない。今回みたいに、首相がやれと言っているのが、そういう部分につながるのならありがたいと思う。

事務局
(教育部長)

首相が緊急点検等安全対策するような指示を出されたということで、我々としては予算要求を行っていく。仮に予算措置がされた場合には、関係機関にお願いしながら、ハード面で連携してやっていきたいと思う。

教育長

その他、よろしいか。

教育長

それでは続いて、報告(2) 福井市青少年問題協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局
(青少年課)

委員については、福井市青少年問題協議会規則第2条の規定に基づき、市長が委嘱するものとなっている。このたび、委員の推薦をお願いしている団体より、委員の変更の申出及び後任の推薦があったので、以下の4名の方を新たに委員として委嘱するものである。任期は残任期間であり、令和3年7月1日から令和4年6月30日までとなる。

教育長

ただ今の報告について、何か御質問はあるか。

教育長

予定していた内容は以上である。その他として事務局から説明を求める。

事務局
(生涯学習課長)

不死鳥のねがい福井市市民憲章の実践目標の設定期間の延長についてである。市民憲章の憲章文の中にある、5つのまちを作るための具体的な取組を市民にわかりやすく伝えるため、東村市長が会長を務める市民憲章推進協議会において、平成21年から実践目標を設定している。

これまで3回改訂を行っており、現在の実践目標の期間は当初、平成31年4月から令和4年3月の3年間であった。今月23日に行われた協議会の総会において、期間を2年延長し、令和6年3月までの期間とするという案が了承された。

この令和6年というのは、市民憲章制定60周年の年にあたる。その節目に年に新たな実践目標を設定することで2年間の延長が決まった。

多田委員

来年度から小中学校の授業数が裁量性になり、学校で決められるという話を聞いた。福井市としてはどのように考えているのか。8月くらいに申込期限だったと思うが、手を挙げるかどうか。

事務局 (学校教育課長)	現状としては、参加していく予定はない。
教育長	内容がまだよくわからない。特色ある学校作りを目指したいということかと思う。福井市は、今年は少なくとも8月中に出すつもりはない。
多田委員	申し込みは公立だけなのか。
教育長	私立は元々、カリキュラムは別であるが、大枠は学習指導要領に則らないといけない。基本的には公立の話かと思っている。
教育長	他によろしいか。 最後に事務局から次回の日程について願う。
事務局 (教育総務課 課長 補佐)	次回の定例教育委員会について、7月30日(金)15時から、場所は福井市役所本館8階第1委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。
教育長	以上をもって会議を終了する。

令和3年7月27日

署名委員 春木 伸一

署名委員 多田 和博

会議録作成職員 藤井 由文